

行政事件訴訟法改正について

宇賀克也

1 行政事件訴訟法の耐用年数

2 憲法の保障する裁判を受ける権利

3 民事訴訟と区別された行政訴訟の意義

民訴応急措置法

行政の行為規範適合性（実体、手続）の審査による法律による行政の原理の担保（cf.

国家賠償における公権力発動要件欠如説）

国民の権利救済を容易にする側面

4 現行の抗告訴訟の問題点

行政行為の公定力排除訴訟としての取消訴訟（現代型行政訴訟への対応を十分に念頭に置いていない）

行政行為以外の行政作用に対応することが困難

法定抗告訴訟以外の無名抗告訴訟の厳格すぎる解釈

原告適格の厳格すぎる解釈

訴訟類型の選択が困難な場合が稀でない

仮の救済が機能しないことが稀でない

国際的ハーモナイゼーションの観点からも改正が急務

5 国際的ハーモナイゼーション

ウルグアイラウンドにおいて合意されたアンチダンピング協定 13 条

（補助金相殺措置に関する協定 23 条にも同様の規定）

最終決定（final determinations）

税関長がなす個別具体的課税処分

関税定率法 8 条 1 項に基づく発動政令による確定措置、8 条 9 項による暫定措置

cf. 宇賀克也「アンチダンピングと司法救済」日本国際経済法学会年報 4 号（1995 年）

6 直接審査のタイミング

成熟性（ripeness）

司法資源が、抽象的、仮定的な問題ではなく、現実的で差し迫った問題に用いられることを確保

政治的に責任を負う部門の政策形成の領域に裁判所が過度に介入することの防止

1967年 アボット判決 司法判断適合性 司法判断を拒否することによって当事者に困難が生ずること プリインフォースメント訴訟の広範な承認
通達に従わないと起訴のおそれ 反則金 土地区画整理事業計画

7 直接審査と排他性

取消しすべき瑕疵と無効の瑕疵を区別するか
違法即無効としても直接審査の排他性を認める立法政策はありうる
cf.排他的プリインフォースメント訴訟
直接審査と間接審査の交通整理

8 改正の検討を要する具体的論点

原告適格
狭義の訴えの利益
出訴期間の延長
教示（出訴期間、管轄、被告、不服申立前置） 一般的教示規定は行政手続法に
被告適格
管轄 行政機関情報公開法36条、独立行政法人等情報公開法21条との均衡
執行停止要件の緩和 内閣総理大臣の異議の廃止 仮命令

9 本案審理

裁量審査の基礎的条件の整備
行政手続法、環境影響評価法等による手続審査の基礎的条件の整備
情報公開法の制定、公文書提出命令の拡充、政策評価情報の公表による情報の非対称性の是正
環境影響評価法の横断条項、政策評価、SEA